

# ストップ! 産地偽装



～正しい知識で、適正な食品表示に取り組みましょう～

食品表示が不適切な場合は、行政処分や罰則が科されることがありますので十分注意が必要です。

## 適正な原産地表示のポイント

### 生鮮水産物の原産地表示（基本）



### 輸入あさりの原産地表示ルール（詳しくは裏面）



輸入あさり

- ・輸入あさりは原則輸出国が原産国名となる。
- ・「蓄養」期間は育成（養殖）期間に含まれない。
- ・稚貝のあさりを区画漁業権に基づき国内で1年半以上育成（養殖）し、育成（養殖）の根拠書類を保存している場合、国内の育成地（養殖地）を原産地として表示できる。

### 原産地は商品又は納品書等に明記する



- ・原産地を表示する時は、原産地の伝達どおり表示する。
- ・表示の根拠書類として、仕入元の連絡先のある送り状、納品書等を保存する。

熊本県環境生活部 県民生活局 くらしの安全推進課

（食品表示の表示方法・相談⇒食の安全110番）☎096-333-2290  
（不適正表示・産地偽装の通報⇒産地偽装110番）☎096-333-2739

# 生鮮水産物の原産地表示について

食品表示法では、生鮮水産物の表示について、国産品には、生産した「**水域名（原則）**」又は「**都道府県名（養殖の場合）**」を表示し、輸入品には、「**原産国名**」を表示することを定めています。

例外（通称：長いところルール）

生鮮水産物を2か所以上で育成（養殖）した場合、「**最も育成（養殖）期間の長い場所**」を原産地として表示します。（ただし国内養殖で重量増加の大きい場合は例外あり）

※「育成」は給餌・無給餌に関わらず、人工手段を加え、幼魚等の重量増加又は品質向上、貝類の発生又は成育を積極的に促進し、その個体の数又は量を増加させること（養殖を含む）をいいます。

## あさりの原産地表示の厳格化 **重要!**



- 出荷調整用その他の目的のために、短期間一定の場所に保存する「**蓄養**」は育成期間に含まれません。
- 輸入されたあさりの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となります。例外として、輸入された稚貝のあさりを区画漁業権に基づき「**国内で1年半以上の育成（養殖）**」を行い、育成（養殖）の根拠書類（食品表示基準Q&A生鮮-34参照）を保存している場合には、国内の育成地（養殖地）を原産地として表示できます。
- 国内の他地域から稚貝を導入する場合は稚貝のあさりの根拠書類（食品表示基準Q&A生鮮-34、35参照）の保存が必要です。

原産地は容器包装の見やすい箇所に表示するか、近接した見やすい場所に立札等の掲示により表示します。また、卸売段階では、商品又は納品書等に原産地を表示する必要があります。

なお、原産地を表示する場合は、仕入元からの原産地の伝達どおり表示します。行政機関等の求めに応じて表示の根拠を説明できる資料として、仕入元の連絡先が記載された送り状、納品書等を保存しましょう。



容器包装の表示

※原産地表示以外に名称  
解凍等の義務表示もあ  
ります。  
※生食用の刺身等は、生  
食用である旨、期限表示、  
保存方法、加工所及び  
加工者などが必要です。



熊本県産あさりの場合

熊本県産あさりを守り育てる  
条例（令和4年7月施行）で、  
**熊本県産あさり及び熊本県産**  
等表示あさりを販売する場合  
は、入出荷の記録等の書面、  
養殖の記録等を3年間保存  
する必要があります。

## 注意

食品表示法に違反した場合は、次のような罰則が科せられる場合があります。

違反内容	罰 則	
	個 人	法 人
命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1億円以下の罰金
産地の虚偽表示	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金	

熊本県環境生活部 県民生活局 くらしの安全推進課（令和7年11月作成）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

（食品表示の表示方法・相談⇒食の安全110番）☎096-333-2290  
(不適正表示・産地偽装の通報⇒産地偽装110番)☎096-333-2739